

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 5 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和28年岩手県条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第 6 項</u> の規定により、一般職の職員(以下「職員」という。)等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第 5 項</u> の規定により、一般職の職員(以下「職員」という。)等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第 2 条 [略] 2 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法第22条第 1 項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) [略] (一般の派遣職員の給与) 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。以下同じ。 ) である派遣職員及び技能職員等(同法附則第 5 項の規定により同法(	(職員の派遣) 第 2 条 [略] 2 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法第22条第 1 項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) [略] (一般の派遣職員の給与) 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。以下同じ。 ) である派遣職員及び技能職員等(同法附則第 5 項の規定により同法(

第17条を除く。) 及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 [略]

第17条を除く。) 並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条及び第39条の規定が準用される職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外の派遣職員（以下「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部改正）

第4条 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（企業職員等に関する特例） 第12条 第7条第3号の規定は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。） <u>及び</u> 地方公営企業法 <u>第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。</u> ）には、適用しない。	（企業職員等に関する特例） 第12条 第7条第3号の規定は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。） <u>並びに</u> 地方公営企業法 <u>第38条及び第39条の規定が準用される職員をいう。</u> ）には、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び技能職員等(同法附則第5項の規定により同法(第17条を除く。))<u>及び</u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。))に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び技能職員等(同法附則第5項の規定により同法(第17条を除く。))<u>並びに</u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条<u>及び</u>第39条の規定が準用される職員をいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。))に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正)

第6条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第9条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第9条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項</p>

の船員及び同項の船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律第2条第2号の職員、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法第37条から第39条までの規定が準用される一般職に属する地方公務員の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

の船員及び同項の船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律第2条第2号の職員、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される一般職に属する地方公務員の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。